

# 明治期農村社会における社会進化論の受容

## ―老農鈴木浦八の耕地整理事業を中心に―

鈴木 正行

はじめに

競争社会に生きる私たちの意識の中には、多かれ少なかれ社会進化論、とりわけ社会ダーウィニズム的観念が存在している。幕末から明治期にかけ、欧米の思想を積極的に受容した日本の知識人層は、内外の危機的な社会状況を敏感に感じ取る中で、「優勝劣敗」、「適者生存」、「生存競争」などで表象される社会ダーウィニズムを実感をもって受け止めていた<sup>①</sup>。明治期の都市知識人層における社会進化論の受容に関しては、加藤弘之の天賦人權論から社会進化論への転向が知られている<sup>②</sup>。このことから、社会進化論は明治政府の支配や日本のアジア侵略を正当化する際の根拠となる理論として受け止められやすいが、一方で植木枝盛ら自由民権論者が社会変革をめざす上での理論的拠り所ともなっていた<sup>③</sup>。一般的に、明治期の進化論の受容は、生物進化論よりも、生物進化論を人間社会に当てはめた社会進化論が中心であったとされている。だが、これに対し、「多分に政治性を含んだ言説の傾向を、そのまま明治期知識人の進化論に対する反応として一般化することには、かなり無理がある」として、評価の再検討の必要性を指摘する声もある<sup>④</sup>。また、明治期における社会進化論の受容を考える場合、都市知識人、政治家、学者、企業家、大地主、在村中小地主、一般民衆など、社会的階層や立場の違いにも留意する必要がある。

中村政則は、明治期の日本の経済構想には、維新官僚による「上からの構想」、民間による「下からの構想」、お雇い外国人による「外からの構想」の三つの系譜があったとし、「下からの構想」として徳富蘇峰の「田舎紳士論」に着目している<sup>⑤</sup>。中村によれば、「田舎紳士」とは「大地主ではない在村耕作地主や中小地主」であり、村の運営と生産活動の核を担う存在であった。中村は、蘇峰がスペンサーの社会進化論に基づき、軍事型の士族社会から産業型の平民社会への移行を歴史の必然と見ていたとする。

当時、官僚、自由民権家、地方名望家、報徳運動家などの立場を問わず、知識人層にとって、ベンサムやJ・S・ミルの実利主義・功利主義と報徳の教えが合致する場合も、ベンサムやJ・S・ミルの実利主義・功利主義と報徳の教えが合致すると考えていた<sup>⑥</sup>。ただし岡田の場合は、農村に在住する地域政財界のリーダーではあっても、最前線で農村の改善に取り組む中小地主層ではない。近代農村社会の底辺にまで社会進化論が浸透していく状況を捉えるには、村の課題に直面し、農業技術の改善や水利土木事業によって課題解決に挑んだ農村指導者の思想と行動、そして舞台となった村落の構造等を分析することが必要である。しかし、彼らが著作物などのまとまった形で、自らの思想と行動について語ることは少ない。そのため、在地の農村指導者として活躍した人々の実務的な請願書や意見書、手記等を分析し、その中に垣間見られる思想や実践的行動をもとに考察していくことが、農村社会への社会進化論の浸透状況を探る際の主な方法となる。

明治二〇〜三〇年代にかけて、静岡県は石川県とともに、耕地整理の先進地として全国の模範となっていた<sup>⑦</sup>。なかでも岡田が活躍の舞台とした遠州地方は、早くから近代的な耕地整理に取り組んだ地域の一つである。まず、一八七二年に山名郡彦島村（現磐田市）の名倉太郎馬が事業に着手し、一八八〇年には長上郡上新屋村（現浜松市）の本田平八・佐平父子が地主たちに呼びかけて耕地整理を始めた<sup>⑧</sup>。名倉や本田父子の先駆的事业は、畦畔を直線にして田の形状を変え、ことに主眼を置き、苗の正条植や用悪水路の改良を行って耕地の増歩などの好結果を得た。また、山名郡新堀村（現袋井市）の戸塚弥三治は、一八八七年に、耕地整理に伴う課税上の優遇措置に関する条例の制定を求め建白を元老院に行った<sup>⑨</sup>。とくに豊田郡加茂西村（現磐田市）の鈴木浦八は、静岡式耕地整理法の推進者として広く知られている<sup>⑩</sup>。浦八の活動は、加茂西村をはじめ、県

内の村々、さらには岐阜、愛知、三重、高知、千葉、山形、宮城など全国各地に及んだ。浦八には、『明治廿九年十一月 静岡縣磐田郡富岡村加茂西區改正概況書』や『畦畔改良意見書』（以下『意見書』）などの耕地整理事業に関わる著作がある。浦八の思想は、欧米の功利主義・合理主義思想や報徳思想の影響を受けながら、在地の農村指導者として地主、自作農、小作農たちと正面から向き合い、日本の農業の実態に最も適切な方法を摸索する中で構築されたものであり、蘇峰のような都市知識人や、岡田のような地域の政財界を率いる大豪農とは異なる。

本稿では、遠州地方の豪農層に垣間見られる農業観・農民観や「優勝劣敗」の意識などを通して、近代成立期の農村社会に社会ダーウィニズム的社会進化論が受容されていく過程に迫りたい。

### 一 豪農層の農業・農民観と耕地整理

明治初期の勸農政策は、欧米の農業技術（泰西農法）の模倣的導入と老農・豪農の起用によって進められた。静岡県では、勸業課により各地の老農・豪農が農事通信員、勸業委員、農事会員に任命され、その組織化が図られた。海野福寿は、「静岡県老農名簿」（明治一五年）等に記載されている人々が豪農に該当し、彼らの多くが共同体を収奪対象として捉え返すことにより、下層民との敵対関係を深めながら村方地主から豪農に転化し、やがて寄生地主に移行したり、村落地主として地主制の一翼を担ったりしている<sup>10</sup>。こうした過程の中で、社会進化論が彼らを通じて民衆の間に浸透していったと考えられる。

周知のように、自由民権運動家や知識人・豪農層は、一般民衆に対する愚民観を有し、時には対立関係にあった。例えば、静岡県下の自由民権派の新聞である『函右日報』明治二三年一月二四日付投書記事には、「下等社会ノ愚民」という文言が見られる<sup>11</sup>。これについて原口清は、「主として遠州地方の浜松・見付・掛川・相良等の手工業者・職人・徒弟・小売商人等の都市平民や近在の下層農民をさすものと思われる」と述べている<sup>12</sup>。

では、耕地整理を推進した地主・豪農層は、農業や農民をどのように見ていたのだろうか。本田佐平の『畦畔改良之顛末』（明治二三年）には、「田地疲瘠トナリタル原因」として次のような記述がある<sup>13</sup>。

第一 従来当地方ニ於テ中等以上ノ農家ハ概ネ数人ノ下男女ヲ雇ヒ置キ、家族ハ之ヲ率ヒテ田畑ヲ耕作セシカ、近来ハ之ヲ廢シ小作人又ハ雇人ニ委ネ巴レノ所有地ノ巡視ヲモナサス放任スルモノ多キト。

第二 地主ハ小作年貢ヲ取立ツルヲ以テ巴レノ本務トナシ其地所ノ何處ニ位スルヤ又作人ノ作リタル種類タモ知ラサルモノ多キト。

第三 小作人ハ其年ノ収益ノミヲ目的トシテ栽培シ土地ノ肥瘠ニ注意セザルト。

第四 小作人ハ其年ノ収益多ケレハ年貢ヲ皆納シ、少ナケレハ巴レノ不丹精ヲモ顧ミス地主ハ迫リ見捨勘弁ヲ乞フ。之ヲ聽カザル時ハ其地所ヲ返上シ、年貢ハ不納ノ儘捨置ク等ノ悪弊アルモ、地主ハ之ヲ匡正スルノ術ヲ講セサルト。

第五 偶々土地ヲ膏腴ニ為サント心掛クルモノアリト雖モ如何セン事理ヲ解スルニ疎キモノ多キカ故ニ意氣相投セサルヲ以テ自己ノ耕地ノミ改良ヲナス能ハス必竟多数ノ惰農ニ圧セラレ其目的ヲ達セサルト

第六 方今都鄙ノ別無ク華美ノ風ニ流レ随テ民業上ニ変動ヲ来シ、糞水ヲ掬スルハ下等人種ノ務トシ、僅ノ資本アルモノハ商業若クハ他業ニ転シ、農業一途ニ身ヲ寄スルモノハ大ニ減少セリ。然ルニ地主ハ斯ノ如キ変遷アルニモ掲ハラス祖先伝来ノ法ヲ以テ小作年貢取立ヲナシ毫モ其法ヲ改良セサルカ故ニ、年々取立ニ際シ心ニ返地ノ憂ヲ懷キ遂ニ法外ノ勘弁引ヲナスニ至ル。小作人等ハ此我儘手段ヲ以テ得策ト誤認シ次第ニ栽培ヲ怠リ国産減少ノ基因ヲナスト。

ここには、寄生地主化して小作人任せになっていく富農と、それにかこつけて農業を怠り「我儘」となる小作人という構図が描かれている。

また、二町余りの水田を所有する上層農の戸塚は、『田形改革論』（明治二〇年）で、次のように述べている<sup>14</sup>。

我国農業ノ不進歩ナル、世ノ知ル所ナリ。政府之ヲ憂ヒ、識者之ヲ嘆ズ。而シテ、農夫ハ自ラ之ヲ知ラザルモノノ如シ。今若シ、政府問ハズ、識者言ハズンバ、我国農業ハ依々トシテ進マザラン。乃チ知ル、農夫ハ自ラ農業ノ不進歩ナルヲ知ラザルコトヲ。小子ハ之ヲ信ズ。我国興農ノ道ハ、農夫ノ心ヲ開クニアリ。之ヲ開ク、如何シテ可ナラン。言論以テセンカ、応ゼズ。利財以テ為シカ、一ビハ応ジ、尽レバ止ム。然ラバ、則チ農夫ノ心ヲ開クモノハ、利財ニアラズ、言論ニアラズ、其効驗ノ顯著ニシテ、永ク幸福ヲ享クル者ニアラザレバ能ハザルナリ。小子ハコレヲ信ズ。田形改革ハ農夫ノ心ヲ開クニ足ルモノナリト知レ。今日ノ田形ハ真ニ一定セズ。然レドモ、因習ノ久シキ、其田ニ耕セシヲ以テ特ニ不便ヲ感ゼズト雖モ、一ビ田形ヲ改革シテ基

表1 明治中期の自作・小作状況

単位：人（ ）内：%

	自作	自作兼小作	小作	総数
加茂西村外十カ村	94 (27.2)	230 (66.5)	22 (6.3)	346 (100.0)
豊田郡	12,004 (55.0)	7,035 (32.2)	2,792 (12.8)	21,831 (100.0)
静岡県	105,203 (30.8)	149,323 (43.7)	87,343 (25.5)	341,869 (100.0)

「明治十八年一月諸進達綴込 豊田郡中野戸村戸長役場」及び『静岡県統計書』（明治19年）より作成。

表2 明治中期の自作地・小作地の面積

( ) 内：%

	自作地			小作地			総計
	田	畑	計	田	畑	計	
加茂西村外十カ村	83町 6畝8歩	81町3反 3畝	164町3反 9畝8歩 (40.0%)	124町6反 29歩	121町9反 9畝16歩	246町6反 15歩 (60.0%)	410町9反 9畝23歩 (100.0%)
豊田郡	218町7反	3814町8反	6002町5反 (69.6%)	1316町2反	1301町2反	2617町4反 (30.4%)	8619町9反 (100.0%)
静岡県	34454町6反	41283町7反	75738町3反 (38.9%)	72437町2反	46506町	118943町2反 (61.1%)	194681町5反 (100.0%)

加茂西村外十カ村「田畑自作地小作地概算表」（明治21年3月29日）、『静岡県統計書』（明治22年）より作成。

加茂西村外十カ村は明治21年3月、豊田郡・静岡県は同年の資料がないため明治17年の数値を用いてある。

盤割ノ田ニ耕サシメバ、忽チ昔日ノ愚ナルヲ感ズルニ至ルベシ。

戸塚によれば、日本の農業に「進歩」が見られないのは、農夫たち自身が因習に囚われてそのことを自覚していないからであり、この状況を打開するには、言論でも財貨の活用でもなく、耕地整理の効果によってもたらされる幸福のみが有効である。戸塚は、農業を振興しなければ「独り農業ノ衰頽スルノミナラズ、帝國ノ富強ヲシテ痿縮セシムルモ知ルベカラザルナリ」（『田形改革論』）とする。加えて、「我国農民ノ如ク負担重キモノハ、文明國中未ダ見ザル所」として農民の窮状を訴えるとともに、「農民ニシテ進歩セバ、政府モ財政ノ困難ヲ減ズベシ」（『同右』）と述べる。さらに戸塚は、『田形改革問答』（明治二十一年）の中で、田形改革をすることにより、牛馬耕などの農耕が可能になって人手が省略されることで生じる小作人の失職の問題について、次のような想定問答を行っている<sup>16)</sup>。

問 人手ヲ省略シ得ルトキハ随テ同一人数ヲ以テ従前ヨリ多ク耕作スルヲ得ヘシ。如此ナラハ小作ノミヲ專業トスル小民ハ其業ヲ失フニ至ルヘシ如何。

答 其道理ナリ。然レドモ其時期ハ田形改革ノ後直ニ来ルヘキモノニアラス。何トナレハ先ツ田形ノ改革ヲ為セハ事業為シ易キヲ以テ耕作ノ周到ヲ来スヘシ。此時間ニハ未ダ小作地ノ欠乏ヲ生スルコトナシ。

問 説ノ如クハ小作人ガ小作地ヲ失フコトハ急速ナラサレドモ、到底其疾患ヲ免ル能ハサルモノ、如シ。如何。

答 (前略) 今日ノ小民ハ進取ノ氣象ナク一ニ祖先ノ遺業ヲ朴守スルヲ勉メトスルカ故ニ斯ル困難ノ中ニ甘シ居ルカ如クナルモ、将来人智益進歩スルニ至ラハ此等小民モ感化セラレテ他ニ好当ノ生業ヲ見出スアラハ、業ヲ転スルモノアルニ至ルヘシ。予ハ佃戸カ小作地ヲ失ハントラ恤フルヨリハ、反テ地主ガ佃戸ヲ失フノ時アルヘシト怖ル、ナリ。

戸塚は、小作人の転業を必然的なものと捉えていたが、具体的職業は示し得ていない。むしろ、小作人が小作地を失うことよりも、地主が小作人を失うことを心配していた。

本田や戸塚の著作には、「優勝劣敗」や「弱肉強食」のような直截的な文言は見られない。しかし、そこからは、「進歩」から取り残される農業、因習に囚われ「進取」の気性のない農民、疲弊する農村などに対する深い苛立ちと危機感が感じ取れる。彼らの批判の目は、小作・小農だけでなく、地主層にも向けられて

表3 加茂西村の田畑所有階層別構成

所有面積	村内所有者		村外所有者	
	全体	報徳社員		
10町以上				
5町以上10町未満	1	1	4	
4町～5町	3	1		
3町～4町				
2町～3町				
1町9反～2町	2	1		
1町8反～1町9反	2	1		
1町7反～1町8反				
1町6反～1町7反				
1町5反～1町6反				
1町4反～1町5反	1	1	4	
1町3反～1町4反	1	2		
1町2反～1町3反	1			
1町1反～1町2反	5			1
1町				
9反～1町				
8反～9反				
7反～8反	1	13	65	
6反～7反	3			
5反～6反				
4反～5反				35
3反～4反				
2反～3反				
1反～2反				
1反未満	7	2		
無所有	6	1		
計	48名	19名	73名	
田畑所有状況	33町3反6歩	18町4反2畝17歩	23町7反4畝1歩	

村内所有者に村内寺院（大円寺・養福寺）1町2反9畝19歩を含む。

村外所有者に池田村西法寺6反8畝24歩を含む。

無所有者は田畑を持たず、林などその他の地目を所有している者。

「明治式拾壹年十一月現在 土地臺帳 加茂西村」（第1～6巻、第2巻の後半及び第4巻の巻末の一部が欠損）、「明治十七年八月 社則 豊田郡加茂西村報徳社」より作成。

実質所有者：村内（48名－6名＝42名）村外（73名－12名＝61名）

## 二 農村の荒廃と地主制の進行

浦八の思想について考察するにあたり、加茂西村の明治一〇年～二〇年代の経済的・社会構造を見てみよう<sup>18)</sup>。表1は、加茂西村外一〇カ村の自作・小作の状況を示したものである。この地区は、豊田郡全体や静岡県と比べて自作農と小作農の割合が少なく、自作兼小作農の割合が大きい。表2の農地の状況について見ると、自作地四〇％に対し小作地が六〇％となっており、静岡県全体とほぼ同じ割合であるが、豊田郡の中では小作地の割合がかなり大きい。これらのことから、規模が小さく経営の不安定な小作・小農の多い地域であったことがわかる<sup>19)</sup>。

表3は、一八八八年における加茂西村の田畑所有状況を階層別に示したものである<sup>20)</sup>。この時期、村内で最も多く田畑を所有していた者

いる。そして、現状を打開する手段として、耕地整理事業に期待を寄せていた。

浦八の『意見書』には、「静岡県畦畔改良ノ先着ハ明治五年ニシテ、元・山名郡彦島村名倉太郎馬氏率先同村耕地ヲ改良ス。次ニ明治十三年、元・長上郡上新屋村本田平八氏同村耕地ノ幾分ヲ改良ス。（中略）明治二十一年八月、元・山名郡新堀村戸塚弥三治氏ハ、田形改革論、田形改革問答ト題セル冊子ヲ編纂シ、之レヲ静岡県庁ニ依頼シテ、（中略）其事業ヲ継ギ、其有益ナル改革方法ヲ利用シテ拡充スルモノナカリシカバ、深く世ノ注意ヲ惹クニ至ラザリキ」とあり、名倉らの業績を継ぐ意志がうかがえる<sup>17)</sup>。

以下では、浦八による耕地整理事業とその思想を通して、近代成立期における農村社会の社会進化論の受容について考察していく。

は浦八である。その所有地は、田三町八反九畝一七歩、畑一町六反一三歩、宅地二反二畝一〇歩、林三町四畝一六歩、原野一畝歩、池沼一畝二二歩であった。一九〇八年になると、田三町一反四畝歩、畑五反七畝一九歩、宅地二反四畝九歩となっており、田畑を大きく減じていた<sup>21)</sup>。「土地台帳」には、浦八がしばしば土地の売却や質入れをした形跡が残されている。近隣の地主の多くが土地を集積する中で、浦八は耕地整理事業や天竜川の池田橋の運営等に私財を投じていたことが推測される。

史料の制約により、明治一〇～二〇年代の田畑所有の変化を追うことはできないが、本来中核を占めるべき八反以上一町五反未満層が五名（一〇・四％）であり、上層農の一町五反以上層八名（一六・七％）や下層農の八反未満層三五名（七二・九％）に比べて少なく、この時期に自作・中層農の没落が進行したと考えられる。「土地台帳」に名前のある加茂西報徳社員は一九名（家督相続者が報徳社員の四名を含む）であり、村内の土地所有者四八名の約四〇％を占め、貧農層

から上層農まで幅広い構成であった。

このころ、松方デフレの下で農民たちが困窮を極め、村落秩序が崩壊に瀕していた。加茂西村でも、旧戸長の水野権次郎が天竜川豊田橋の経営失敗により、身代限りとなって公売処分を受けるなど深刻な状況に陥っていた<sup>22</sup>。静岡県下では、世直し・世直りを求める丸山教が大流行し、貧民党・借金党の活動が活発化していた。加茂西村には、五名の丸山教信者がいたことが確認できるが、いずれも報徳社員名簿には名前がない<sup>23</sup>。加茂西村に隣接する中野戸村では、報徳社が二名の社員により結成されたが、この中には丸山教信者六名や貧民党指導者一名が含まれていた<sup>24</sup>。地域社会には複数の集団原理が錯綜しており、農村指導者には農民たちをまとめ納得させる優れた実践力と使命感、そして結果が求められた。

注目すべきは、加茂西村外の地主が多数存在することである。村内所有者の田畑三三町三反六歩（四二名）に対し、村外所有者の田畑は二三町七反四畝一歩（六一名）であり、田畑の約四割を村外地主が所有している。村外地主による蚕食によって、農地所有の細分化と権利関係の複雑化・細分化が進んでいたことがわかる。このように危機に瀕した農村社会の中に、報徳運動は「至誠」「勤労」「分度」「推譲」という道徳実践的経済活動と先進的農業技術を携えて入ってきたのである。

### 三 報徳運動の展開

続いて、浦八の思想と行動の基盤となった報徳運動の展開について概観する。遠州地方の報徳運動は、弘化四（一八四七）年に相模国大住郡出身の安居院庄七の指導により、長上郡下石田村（現浜松市）に下石田報徳連中が結ばれたことにはじまる<sup>25</sup>。庄七は、正条植などの先進的な農業技術を下石田村にもたらした。その後、岡田佐平次・良一郎父子や福山滝助（報徳遠譲社）などが報徳運動の指導的役割を果たした。とくに、一八七五年に岡田父子が各村の報徳社を結集して遠江国報徳社（一九一一年大日本報徳社に改称）を設立したことにより、運動は急速に発展した。

遠州地方を代表する豪農である岡田良一郎は、地租改正の際には、過重な税負担に対する一揆寸前の状況の中で、浜松県民会及び遠江国州会議長として、地主・豪農層を率いて県当局と交渉し、一定の譲歩を引き出した<sup>26</sup>。その後、第一回衆議院議員選挙で当選し、後には政財界で活躍するとともに、遠江国報徳社・掛川農学社・掛川信用組合を設立し、経済と道徳の一体化した報徳運動を押し進めた。岡田は、「財本徳末」の思想によって、殖産興業政策の展開と近世的

な報徳思想を合致させ、近代社会の変化に報徳運動を適合させることに尽力した<sup>27</sup>。足立洋一郎は、岡田の思想には国家主義的な一面や地主的限界はあるものの、現実に対応した富国構想や実際の行動は、地域や「中産以下人民」の立場で一貫していたとする<sup>28</sup>。一方、安丸良夫は、「一人たりとも人ハおとすまい」とする丸山教の思想と比較し、「勤勉や儉約を強調する報徳社の思想は、ここでは、勤勉や儉約でないものは、貧乏になるのは当然だ、本人の責任なんだから救う必要はない、没落してゆく民衆を冷ややかにつきはなす原蓄過程の論理に転化している。」と述べ、報徳運動の冷淡な側面を指摘している<sup>29</sup>。この傾向は、耕地整理を推進した人々の言説の中にも見られる。報徳運動は、経済と道徳の両面で、「優勝劣敗」の状況を勝ち抜く勝者の論理を内包していたといえよう。

岡田の影響のもと、遠州地方の村々では次々と報徳社が設立された。一八八四年八月の加茂西村報徳社の社則には、「當村有志者申合」として次のように述べられている<sup>30</sup>。

二宮尊徳先生ノ教ニ從ヒ結社致シ候所以ハ、第一世俗ノ風俗浮薄二流レ利欲ニ迷ヒ徳義ヲ失スルノ徒モ不少ニ付、社中ノ者ハ専ラ推譲ノ道ヲ心掛厚ク徳義ヲ立テ、家内和合ハ勿論一村和睦争訟詐偽等ノ事是レ無ク、風俗淳美ナラシムル事。第二ハ明治ノ開化ニ生シ、旧來無智蒙昧ノ慣習ヲ枯守シ智識ノ發達セサルヨリ、公利起ス能ハス、公益開ク可ラス、或ハ邪智奸民ノ為ニ欺亡セラレテ不測ノ損害ヲ被リ、身ヲ失シ家ヲ亡スノ類モ不少ヲ以テ、真理ヲ開キ真智ヲ開キ、専ラ国家ノ公益ヲ起ス事。第三ハ文明ノ餘弊ニ依テ奢侈怠惰ノ徒相増シ、職業ヲ粗ニメ坐食ヲ凶リ借債相高ミ破産スル者モ不少ニ付、是等ノ悪弊ヲ誠シメ各々本業ヲ勉強シ常ニ其利害得失ヲ研究シ、社中一同富盛ノ基本ヲ確立スル事。

ここには、知識と道徳に劣ったものが、公共の利益をもたらさずことなく悪徳商人などに騙され、奢侈怠惰に陥って没落していくという意識が表れている。報徳運動は、崩壊に瀕した村落共同体秩序を回復するための地主・豪農層主導による民衆教化であり、国家の支配体制と結びついて強力に推し進められた。その教えは、「立德開智致富ヲ以テ當社成業ノ目的トシ」（社則）、道徳・知識・経済を融合した実践を行うことで、農村社会に深く入り込んでいった。

### 四 鈴木浦八の思想と「優勝劣敗」の論理

浦八の思想と行動には、岡田良一郎の強い影響が見られる。浦八は、一八八五

年に遠江国報徳社及び三遠農字社に加盟し、その力を發揮した。報徳運動は道徳実践的経済活動とともに農業技術の改良を重んじており、明治維新後には欧米の知識や技術を積極的に取り入れようとした。耕地整理事業はその一環である。浦八は耕地整理に関するいくつかの著作を残しているが、静岡県知事小野田元熙宛てに提出された『意見書』には、その思想が最もよく表れている。

浦八の思想の根底には、「農ハ国ノ本ナリ、日本ハ農国ナリ」とする農本主義思想があった（以下、引用文は『意見書』による）。しかし、浦八の目に映ったものは、「唯リ農業ハ其ノ發達進歩頗ル遅緩ニシテ、世間ガ百里進ムノ中ニ在リテハ、二十里若シクハ十里ノ速度ヲ有スルニ過ギズ。否、十里ノ速度スラ有セズシテ、五里、三里、果テハ全ク進歩發達ノ望ミナキモノアリ。是日本ノ国本タル国業ノ現状ナリ」という、近代化から取り残されていく日本農業の姿であった。浦八は、「優勝劣敗ノ競争劇シキ商工業ガ比較的早く發達シ、世間ノ風波ヲ外ニセル農業ガ、何時マデモ太古ノ風アルハ自然ノ勢ナルベシ。亦是非モナキ次第ナリ」と嘆き、その原因を次のように述べている。

旧慣古俗ハ、鉄鎖ノ如ク農民ノ手足ヲ拘束シ、其ノ頭腦ヲ羈扼シ、旧來ノ田地、旧來ノ農具、旧來ノ肥料モテ、旧來ノ收穫ヲ得ルニ満足シ、世間ヲ見ルニ、唯ダ旧時ノ情態ヲ維持サヘバ足レリトシ、民力休養、租稅輕減等ノ消極的議論ノミ政客ノ口ニヨリテ唱道セラレ、大ニ農事ニ改良ヲ加ヘ、農業ノ面目ヲ一新シ、其ノ收穫ヲ増シ、其ノ利益ヲ増進セントハセザル也。

すなわち、日本の農業の進歩を阻害するものは、農民たちの因循姑息な態度と、地租輕減・民力休養の消極主義を唱えて根本的な解決策のとれない政治家である。それ故に、「一たび革新ノ手ニシテ農界ニ入ラバ、遺利ハ致ル所ニ握ミ取ラルベシ。農界、遺利山ノ如」きことが期待されるのである。浦八において「優勝劣敗ノ競争」は進歩・發達の原動力となる好ましいものとして捉えられていた。

さらに、浦八は次のように述べる。

我が国ノ農業ハ、未ダ憫ムベキノ状態ヲ脱スル能ハス。明治維新ト共ニ凡百ノ事物ハ改良ノ運ニ向ヒタルニモ拘ハラズ、特リ農業ハ依然旧状ヲ存シ、更ニ進歩ノ効ヲ見ズ。蓋シ、商業ヲ振興シ、工業ヲ隆盛ナラシムルハ、素ヨリ国力ヲ養フノ要因タリト雖モ、我が国四千余万同胞ノ大半ハ、農業ニヨリ生計ヲ営ムモノタレバ、之カ振不振ハ一層直接ニ国力ノ盛衰ニ関スルニシ

テ、農業進マサルニ於テハ、商業、工業又決シテ力ヲ展ルル能ハサルナリ。

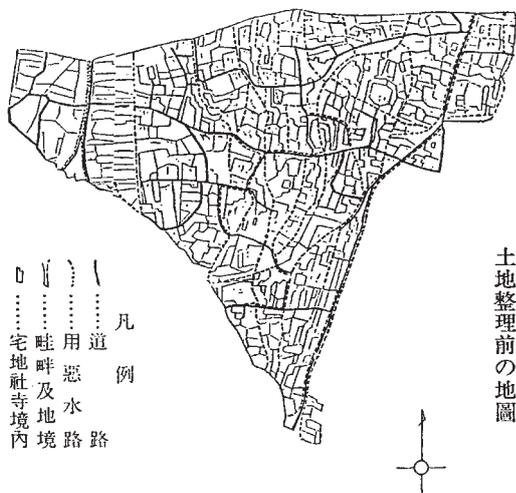
このように、農業の進歩は商工業の發展、ひいては国力を養う上で不可欠であり、耕地整理は殖産興業政策と直接結びつけられていた。浦八は日本農業發達のための方策として、欧米の近代農法を模範としながら、日本農業の特質も考慮に入れた耕地整理を推進した。具体的には、畦畔・水路の直線化及び各農家所有耕地の集中化により、耕地の面積拡大・形状整理や農道・用排水路の整備を行い、牛馬・機械を導入して、農業労働の効率化と生産性の向上を図るものである。そして、農業の省力化・合理化で生じた余力を特有物産の増産や産業の興隆に用い、農業組合の設立、肥料等の直接購入、共同出荷、販路の拡大を行って、将来的には海外輸出を行おうという構想である。しかし、農業の省力化・合理化は、小農経営の否定にもつながるため、日本農業に「優勝劣敗」の論理を持ち込むこともあった。日本の社会進化論の受容に関しては、しばしば進歩と進歩の混同が指摘されるが、浦八においては生物学的な進化の概念である「適者生存」はほとんどなく、「優勝劣敗」による進歩によって勝ち抜くことが第一義となっていた。

浦八は、日本の農業に進歩が見られない要因として、耕地面積が農家一戸あたり平均九反三畝一五歩にすぎないこと、所有地が各所に散在するため播種・施肥・收穫に不便なこと、土地台帳の帳面上では一筆平均面積が田六畝二歩、畑五畝二一歩であるものの、実際には大抵一〜二畝、多くて三〜五畝の旧態依然とした小区画・小規模農業であることを挙げていた。そして、「發達セザル農民ハ、人力以外ノモノヲ用ヒテ耕作スルコトヲ知ラズ、野蠻未開ノ人民ガ何事モ手ヲ以テシ、絶エテ器械ノ有益便利ナルヲ知ラザルト等シク、土地ヲ鋤クニモ手ヲ以テ吞氣ニコツコツ力メ、肥料ヲ運ビ、收穫物ヲ蔵ムルニモ肩ニ荷ヒ、手ニ提ゲテ幾往返ヲナス。米ガ辛苦ノ結果ナリトハ、實ニ此等ヲ云フベシ」と述べ、日本の農業労働の現状を厳しく批判した。

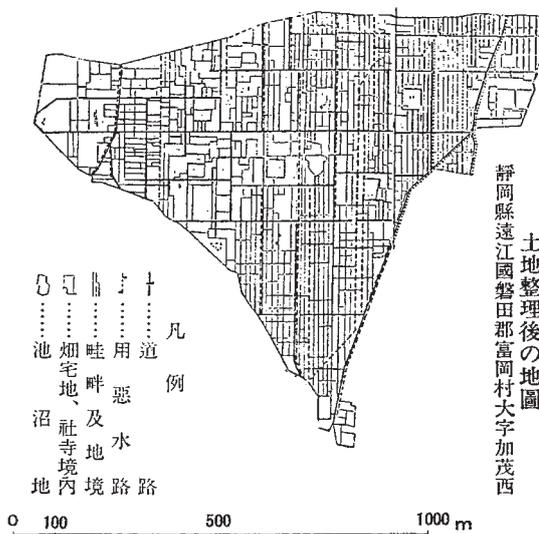
浦八が現状に対する深い見識と、現実に即した合理的思考を有していたことは、耕地整理の方法に表れている。浦八は、「向年泰西ノ大農法ニ倣ハシメ、又ハ生地ヲ増サシメンニハトテ大区画ヲ好ムノ輩ハ、全ク我が国ノ既往将来ニ着眼ナキ輕率者ト云ハザルヲ得ズ」として、欧米流の大規模区画農法の単純な導入には否定的であった。

図1は、加茂西村の耕地整理実施前後を示した整理図である。浦八の指導する静岡式の場合、東西南北方向に方位を揃えて日照を効率よく利用するとともに、村内各所に散在していた各農家の所有地を交換分合によってまとめ、農作業の効率化を図った。区画の大きさは、一区画の幅六〜七間（約一〇・八〜一二・六m）、

A 耕地整理前



B 耕地整理後



須々田黎吉「鈴木浦八『畦畔改良意見書』(明治33年)」東京農業大学農業経済学会『農村研究』第52号(1981年)より引用。  
(ただしスケールバーは引用者による追記)

図1 富岡村加茂西地区の耕地整理前後の図

長さ一五間(約二七m)とし、農具・農法など当時の技術水準にあった方法が採られた。そして将来、「万一モ幅十間以上、大区域必要ノ時期至レバ、畦畔一条ヲ撤去スルノ覚悟」であるとして、幅一二間余の大耕地を得られるように設計されていた。

浦八は、欧米の農法に倣って一区画あたりの面積を広く取るうとする石川式を強く批判している。石川式は、水田一区画の幅を一〇間(約一八m)余りにし、水田面積を広くすることによって効率化を図ろうとした。現代のように機械化が進んだ状況では、大規模な区画の水田は効率的に見える。しかし、当時の土木技術では、高低差を克服して一定の水深を保った広い区画の水田をつくることは難しく、多大な工事費も必要であった。在来の農具・農法に頼り、牛馬耕さえ十分に普及していない段階では、水田の幅一〇間、長さ三〇〜四〇間(約五四〜七二m)を一区画とする一反以上の大区画の水田を設けても、耕耘を十分に行えず、畦間の幅が広いことで中央部への施肥も難しいなど、様々な問題点があった。とくに扇状地形の水田開発を進める場合は、小区画の水田を一定の方向に整理した後、水利条件や技術の進歩に応じて次第に区画を広げる方法の方が現実的で合理的であった。浦八から見ると、石川式は県や郡が主導して「官干涉シ強制ノ如クシテ実行」する「精農法タルノ実業ヲ知ラザルモノ」による粗大農法であった。

浦八の真意は、「小農ヲ更メテ、中農若シクハ大農タラシムル」、「真箇ニ猫額大ノ耕地ノミヲ以テ満足セル、寧ろ得々タル日本ノ農業ハ、是非トモ中農カ大農カニ進メザルベカラズ」という言葉に表れている<sup>(31)</sup>。すなわち耕地整理事業を通じて、やがては大規模経営農家が主体となって、広大な農地を効率的に耕作することにより、商工業に対抗できるような農業を実現することであった。そこには、「優勝劣敗」の原理をもつ競争こそが、進歩・発達をもたらすという社会進化論的思考が働いていた。これは、地主的土地所有・土地集積を基礎づける論理であり、わずかな土地に生活基盤を置く小作・小農民の論理とは対立するものであった。

表4は富岡村における一九一二年度の兼業農家の戸数を示したものであるが、戸数四五三戸・人口二七二五人(一九一一年)のうち、兼業農家は六五戸で全体の一四・三%に過ぎない<sup>(32)</sup>。浦八は農業以外に産業基盤の乏しいことを十分承知しており、理想は大規模経営でありなが

表4 富岡村の兼業農家(大正元年度)

業種	戸数	業種	戸数
物品販売業	11	仲買業	6
金銭貸付業	1	製造業	6
請負業	1	染物業	4
牛馬販売業	3	飲食業	8
行商	4	職工	21
		計	65

富岡尋常小学校『富岡村誌』1912年より作成。

ら、現実には「優勝劣敗」の論理の下に目前の小農民たちを切り捨てることはできなかった。実際、日露戦争が終結した一九〇五年に貧農の受け入れ先を設けるために磐田原台地の開墾を行ったり、茶商経営の失敗がもとで自刃した村民の遺族に援助を行ったりしている<sup>33</sup>。本田や戸塚が小作人を冷視していたのとは異なり、浦八は「優勝劣敗」を農民内の問題ではなく、農業と商工業との対比において論じ、村全体の救済をめざした。そのため、豪農層の間で激化していた政党内の争いから距離を置き、耕地整理に心血を注いだ。浦八は、様々な次元における「優勝劣敗」の現象を見つとも、地主・農村指導者という立場において、耕地整理に打開の道を探っていたといえよう。

加茂西村（田畑等約五〇町歩）の耕地整理事業は、一八八七年一二月に着手され、一八八九年四月に完成した。浦八は、加茂西地区の耕地整理事業によって得られた「利益」として一七項目を挙げている<sup>34</sup>。

- 第一 農民ノ精神大ニ開舒シ自カラ動作方正ニ販シ平素方位を誤ラス大農ヲ企ツルノ氣象ヲ振起シ決シテ小農ニ安ンセサラシムルノ利益
- 第二 牛馬耕並ニ大農具ヲ使用スルニ最モ便利徒テ大イニ耕耘賃金ヲ減スルノ利益
- 第三 道路開通以來車馬通行ノ便ヲ得衝突危険ナシ各農家競テ荷車ヲ新調シ老幼婦女子スラ肥料収獲物運搬及農産物販賣肥料買取等総テ軽易ニ運搬シ得ル利益
- 第四 従前道路水路等極メテ不便ノ耕地アリシガ改良ノ為メ著シク利便ヲ得之レカ既往ニ比較シ反金拾圓以上ノ増価有リト唱フ自今尚増額アルヘキ利益
- 第五 道路水路畦畔ノ三敷地ヲ合算シ舊新比較スレハ其益スル反別八反七畝廿六歩ナリ之レ廢跡地ナリト雖既ニ起返シテ生地トナリタルノ利益
- 第六 漑水排水ノ利益及之レニ伴フテ地質自カラ改良ナルノ利益
- 第七 田方植付ノ際定矩ヲ使用シ及ヒ除草器使用亦タ施肥等ヲ為スニ於テモ容易ナルノ利益
- 第八 畦畔ノ方向東西南北ニ劃シ形チ方正ナルニヨリ光線ノ射入空氣ノ流通ヲ利シ從テ幹葉強硬ニ育チ為メニ虫害ヲ避クルノ利益
- 第九 改良道路ノ為メ平素肥料運搬並ニ農事往復等ニ時間ヲ減シ得ルノ利益
- 第十 毎年畦畔ノ修繕并ニ畦草薙取等ニ手数ヲ減スルノ利益
- 第十一 地積ヲ知ルニ易ク為メニ永遠境界論ヲ生スル無ク又地主小作人ノ間ニ反別ヲ誤ルナキノ利益

第十二 眺望一齊他人見易キガ故各作人競争ノ念ヲ生シ總テ収獲ヲ増シ得ルノ利益

第十三 起業當時ノ筆数耕地地悉皆ニテ一千〇三十一筆ナリシガ第一着工事ニテ八百〇四筆トナル爾來交換筆等ヲ為スニ付テハ第三圖ノ如ク三百十九筆トナル即七百十二筆ノ減少ヲ見ルノ利益

第十四 農者ガ従前ト労働ヲ全フシテ収益上三割以上ヲ得ルヲ必然タルノ利益

第十五 土地調査丈量製図等ニ便ナルノ利益

第十六 改良后徒労冗費ヲ省クノ事実ヨリ自然農家ニ余力ヲ得為メニ近來小作地ヲ争ヒ徒テ小作米等ヲ増スニ至ルノ利益

第十七 改良着手以來未タ幾年ナラサルニ最早當初ノ目的ニ適ヒ稍ヤ模範タルコトヲ得則チ各國郡町村ノ有志者ハ殊更來訪シテ実地ニ就キ親シク見聞セラレ既ニ之ニ倣ヒテ実施セシモノ数多アリ特ニ静岡県会ハ全県下ニ施行スルノ決議ヲ為セリ之レ直接間接ニ広大無辺ノ模範タルヘキ効ヲ得タルノ利益

ここには、大農への志向、牛馬耕や大農具の使用、収量の増加、耕地面積の増加、小作地請負の増加による小作米の増加などの「利益」の得られたことが語られている。加茂西村では、道路・用悪水路・畦畔の直線化によって、長さ七六九〇・五間（約一三九八三m）、面積にして二六三六坪（八反七畝二六歩、約八七一五㎡）の余剰を生み出し、耕地等に活用する土地を得た<sup>35</sup>。また、交換合筆により、一〇三一筆から三一九筆へと七一二筆を減少させ、一筆あたりの面積を拡大した<sup>36</sup>。そして、一九〇〇年には富岡村全体にわたる事業規約が成立し、一九〇九年に総工費二四三三三円、成功反別三三七町二反四畝二六歩を以て事業を完了した<sup>37</sup>。

おわりに

栢野晴夫は浦八について、「勤儉力行、勸農殖産的活動を舞台として、右手には先祖伝来の経験を基礎とする農事改良の鋤を持ち、左手には封建的家父長的家制度を土台とする報徳精神の玉を抱いて、半封建的零細農耕に緊縛された農民の前に慈父の如くたつてゐる。だが、彼の野良着の下には、他ならぬその半封建的農業を土壌とする絶対主義の支柱としての、その忠実なる赤子としての、地主階級の血が脈打ち流れている」と評した<sup>38</sup>。こうした評価は、浦八が村落支配者・地主的権威と報徳主義の上に、耕地整理を国家の富国政策に結びつけ、合理

主義的農業思想を携えて農民たちに迫った点で一定の妥当性がある。しかし、この時期の地主・農村指導者と小作・小農の関係性は複雑であり、対立の構造だけに還元することは、農村社会の実情を見失う可能性がある。

耕地整理事業は、大きな成果が期待される反面、その実施にあたっては様々な困難が生じた。富岡村加茂東では道路の新設変更や所有地の分裂による不利益を被ることを心配した地主の反対が起こり、「異論百出殆ど収拾スベカラサルノ有様」となった<sup>39)</sup>。また、耕地整理事業は、村税の増加や村債を伴うため、農民の負担増大を指摘し、民力涵養・租税軽減を主張する人々からの反対の声もあった。

耕地整理事業の遂行には、「利益」の増大という結果責任が求められる。浦八の耕地整理事業は、農村の危機的状況の中で、報徳思想に加え、実利主義・合理主義・社会進化論が一体となって具現化したものであった。近代形成期の農村では、「優勝劣敗」の状況が目の前で展開し、豪農層にとって、自身の正当化と没落への危機感も含めて、「優勝劣敗」の論理は受け入れやすいものであった。「優勝劣敗」は、浦八の上にも重くのしかかっていた。中小地主や小作農たちは困難を打開する道を見出せず、浦八の事業に可能性を求めた。耕地整理事業によって、村の生産力は向上した。しかし、その後富岡村では、浦八が目指したような大農経営ではなく、村内外の一部の地主へ土地が集積され、零細な小農経営に基礎を置く寄生地主制が進展していった。一村規模の大規模な耕地整理事業は、報徳思想と相俟って、地主層による農村支配を強化し、勝者としての地主と、敗者としての小作・小農の姿を整然と並んだ耕地の中に映し出すこととなった。このようにして、「優勝劣敗」の観念は、人々の意識の中に刻み込まれていったのである。

## 【註】

(1) ダーウィンの生物進化論は、アメリカの博物学者モースが、一八七八年に東京帝國大学の講義で紹介したことをきっかけに、日本で広く知られるようになったとされている。その後、モースの講義録(モース著、石川千代松訳『動物進化論』東生亀治郎、一八八三年)の出版や丘浅次郎の著作(『進化論講話』開成館、一九〇四年)などにより普及した。進化論は、日本の生物学界のみならず、物理学、文学、経済学、法学など様々な領域に影響を及ぼし、生存競争、優勝劣敗、適者生存の概念が人間社会に適用され、社会ダーウィニズムが人々の間に浸透した(武田清子「近代科学摂取の三つの道」福澤諭吉、加藤弘之、植村正久を中心に)『国際基督教大学

学報。I—A教育研究』第六号、一九六〇年、一七—五三頁)。松本三之介によれば、スペンサーは進化の過程を同質から異質へ、単純から複雑へと捉え、それを社会という有機体の高度化に「進歩」として考えていた。「優勝劣敗」の語は、加藤弘之が「最適者生存」(Survival of the fittest)の法則を示す訳語として考え出したものであり、社会を生物有機体に見立て、そこに生物進化論の法則や概念を比喩的な形で借用したため、象徴的な進化論の用語が独り歩きした。「優勝劣敗」は、当時の日本の精神風土に適合して急速に伝播し、至る所で思い通りに、状況に応じて活用された(「利己」と他者のはざままで—近代日本における社会進化思想」以文社、二〇一七年)。

(2) 植手通有「明治啓蒙思想の形成とその脆弱性—西周と加藤弘之を中心として—」日本の名著34西周・加藤弘之」中央公論社、一九七二年、五一—六六頁。戸田文明「加藤弘之の『転向』」『四天王寺国際仏教大学紀要』第四四号、二〇〇六年、五一—二八頁。なお、田中友香理は、①加藤弘之が明治一〇年に進化論を受容して以降、一貫して自然科学に基づく国家思想を展開したこと、②いわゆる「転向」により「御用学者」との評価を受けてきた加藤が、実際には社会進化論によって明治政府の政策を批判し続けたことなどを指摘し、新たな加藤像を示している(『優勝劣敗』と明治国家—加藤弘之の進化論』ベリかん社、二〇一九年、三〇四—三〇七頁)。

(3) 黒川みどりは、社会進化論が結果的にアジア侵略を正当化する論理となったことは否めないとしながらも、社会進化論それ自体にはそのような機能は内在しないと述べる。その上で、スペンサーの主張は個人の自由を理想として、国家の個人に対する干渉を排除するものであり、植木枝盛ら自由民権論者が現実を批判し、社会の变革をめざす際の理論的拠り所にもなったとする(『共同性の復権—大山都夫研究—』信山社、二〇〇〇年、三〇頁)。また森村進は、スペンサーを「弱肉強食を提唱する保守的な『社会的ダーウィニズム』の代表者として特徴づけ」ることは誤りであるとして、「彼の言う人間社会における『適者』とは、軍事力や政治権力や物理的実力を有する強者のことではなく、他の人々との互恵的協力関係に適合した人々のことだった。」と述べている(『なぜ今スペンサーを読むのか』スペンサー著、森村進編訳『ハーバート・スペンサーコレクション』ちくま学芸文庫、二〇一七年、四三—三三頁)。

(4) 右田祐規「明治期知識人層における生物進化論の流行再考—『人獣同祖説』のインパクトをめぐる—」『科学史研究』第四二号、二〇〇三年、二頁。右田の指摘は、都市知識人等を念頭に置いたものであり、地方の豪農層とは進化論の受容に時間的・質的な差異がある。鈴木浦八の場合、地主制の進展や農民たちの没落を目の当たりにする中で、「優勝劣敗」を受容する素地が形成されており、そこに社会進化論的言説が流入することによって、社会進化論的思考が醸成されていったものと考ええる。

(5) 中村政則「明治維新期の経済構想」神奈川大学経済学会『商経論叢』第三八巻四号、

- 二〇〇三年、一―四頁。
- (6) 見城悌治『近代報徳思想と日本社会』ペリかん社、二〇〇九年、一三九―一七四頁。一九二二年の岡田家の所有田畑は、田四二町五反八畝三步、畑八町三反六畝二歩で、倉真村・西郷村・粟本村・原田村など二二三戸の小作農家に貸与されていた(傳田功『近代日本経済思想の研究』未来社、一九六二年、八八―八九頁)。長谷川直哉によれば、岡田の報徳思想は、ベンサムやミルの功利主義思想を受容した上で、資本主義経済と報徳思想を癒合させた社会経済システムの在り方を模索したものであり、豪農層主導による最新の農業技術を媒介にして農村に浸透し、農民や商工業に携わる者に経済的作為主体としての意識を喚起したことに意義があるとされる(『報徳思想と企業倫理―農業規範から企業規範への変容―』日本経営倫理学会『日本経営倫理学会誌』第一五号、二〇〇八年、一六七―一七八頁)。なお、静岡県報徳運動に関する主な研究として次のようなものがある。原口清『報徳社の人々』『日本人物史体系』第五巻、朝倉書店、一九六〇年。中村雄二郎『岡田良一郎の報徳思想』中村雄二郎・木村礎編『村落・報徳・地主制―日本近代の基底―』東洋経済新報社、一九七六年。海野福寿・加藤隆編『殖産興業と報徳運動』東洋経済新報社、一九七八年。小川信雄『明治後期における村落報徳社の展開―静岡県小笠郡土方村嶺向報徳社について―』『地方史研究』第二四巻二号、一九七四年、二二―三六頁。足立洋一郎『報徳運動と近代社会』お茶の水書房、二〇一四年。
- (7) 笠森傳繁『本邦耕地整理の起源と上安原の田區改正』社会経済史学会『社会経済史学』第五巻二二号、一九三六年、一一―二八頁。
- (8) 本田佐平『畦畔改良之顛末』私家版、一九九〇年。
- (9) 須々田黎吉『戸塚弥三治』田形改革論(明治二〇年)他』東京農業大学農業経済学会『農村研究』第五二号、一九八〇年、一〇八―一二八頁。
- (10) 須々田『鈴木浦八』畦畔改良意見書(明治三三年)』『農村研究』第五二号、一九八一年、一〇九―一二四頁。浦八(一八五二―一九一八)は、豊田郡加茂西村に大庄屋兵衛門の長男として生まれた。二一歳で浜松県第二大区加茂西村戸長に就いた後、池田銀行発起人、県会議員、加茂西報徳社社長、三遠農学社副社長を務めるなど要職を歴任した(静岡県磐田郡富岡村『伸びゆく富岡村』一九五二年、五六―五七頁)。
- (11) 海野福寿『第二編第四章 殖産興業政策と県民』静岡県『静岡県史』通史編5 近代一、一九九六年、三二七―三四五頁。農商務省農務局『府県老農名簿』一八八二年、五〇―五三頁。なお、老農名簿には、岡田良一郎(一八三九―一九一五)や名倉太郎馬(一八四〇―一九一〇)の名はあるが、戸塚弥三治(一八六〇―一九一七)、本田平八(一八三三―一九一〇)・佐平(一八五五―一九三八)、浦八の名は見られない。
- (12) 『函右日報』一八八〇年一月一日付。
- (13) 原口清『明治前期地方政治史研究』(下) 塙書房、一九七四年、七三―七四頁。
- (14) 本田『畦畔改良之顛末』、一七二―一七三頁。
- (15) 戸塚弥三治『田形改革論』一八八七年。
- (16) 戸塚『田形改革問答』一八八八年。
- (17) 鈴木浦八『畦畔改良意見書』一九〇〇年。
- (18) 加茂西村は天竜川下流左岸の水田地帯に位置し、一八八九年三月に周辺の村々と合併して富岡村(現在磐田市豊田)の大字となった。一八八四年二月末現在の戸数三五戸、男一〇七人・女一〇〇人・計二〇七人であった。「明治十八年一月 諸進達綴込豊田郡中野戸村組戸長役場」磐田市歴史文書館所蔵(以下、文書館所蔵)。
- (19) 「小作慣行取調」(明治十八年一月 諸進達綴込豊田郡中野戸村組戸長役場)によれば、加茂西村外十カ村の地主・小作間の収穫配分は、田畑とも地主七・四に対し小作二・六である。全国平均は、田が地主五・八に対し小作四・二、畑が地主四・四に対し小作五・六であり、加茂西村外十カ村は他地域に比べ高率の小作料であった(『農地制度資料集』第一巻、一九七〇年)。
- (20) 「明治式拾壹年十一月現在 土地臺帳 加茂西村」第一―六巻(ただし第二巻の後半及び第四巻の巻末の一部が欠損)、文書館所蔵。
- (21) 「明治四十一年一月 加茂西地目別総計名寄帳」、文書館所蔵。
- (22) 「明治十八年裁判関係綴 豊田郡気賀西村外十カ村戸長役場」、文書館所蔵。
- (23) (24) 「明治十五年四月廿八日創立 社員連名簿 遠江国豊田郡中野戸村報徳社」。一八八六年九月二七日付県令宛「神道丸山匂坂教会所設置依頼書(写)」(明治十九年人民願届綴込 豊田郡加茂西村外十ヶ村戸長役場)。「明治廿四年十月改加列人名帳遠江国豊田郡美組廿九号取締」匂坂中之郷稲家文書、文書館所蔵。『静岡大務新聞』明治一七年一〇月一九日付。
- (25) 足立前掲書、二二―二八頁。
- (26) 原口『明治前期地方政治史研究』(上) 塙書房、一九七二年。
- (27) 見城前掲書、一三九―一七四頁。
- (28) 足立前掲書、一八七頁。
- (29) 安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』青木書店、一九七四年、一四〇―一四二頁。
- (30) 「明治十七年八月 社則 豊田郡加茂西村報徳社」文書館所蔵。
- (31) 傳田によれば、当時の農政には、西洋農法を取り入れた「大農法」を是とする井上馨、フェスカ、佐藤昌介、マイエット、エッゲルトらと、在来農法の改良によって生産力の向上を図り小農を保護しようとする品川弥二郎、前田正名、平田東助らの主張があった(『近代日本農政思想の研究』未来社、一九六九年、七二―九二頁)。

- (32) 富岡尋常小学校『富岡村誌』一九二二年。  
(33) 「鈴木浦八君之傳」『岳陽名士傳』一八九一年。  
(34) (35) (36) 鈴木浦八『明治廿九年十一月 静岡縣磐田郡富岡村加茂西田區改正概況書』鈴木秀治家所蔵。  
(37) 前掲『富岡村誌』。静岡縣磐田郡教育會編『磐田郡誌』下卷、一九二二年、八二二—八二三頁。  
(38) 栢野晴夫「鈴木浦八評伝―老農の本質とその系譜―」法政大学社会学部学会『社會労働研究』第二号、一九五四年、一〇二頁。  
(39) 富岡村『静岡縣磐田郡富岡村沿革誌』一九一九年頃。

付記

本稿は、拙稿「農村の危機と耕地整理事業」(『民衆思想と社会科教育―社会的構想力を育む教育内容・方法開発』東信堂、二〇二二年、所収)をもとに、近代農村社会における社会進化論(社会ダーウィニズム的観念)の受容に関する記述を加えて再構成したものである。なお、本研究を進めるにあたり、文部科学省助成金基盤研究(C)「多文化・多民族化社会における倫理観・法的課題解決力の育成に関するカリキュラム開発」(課題番号21K02439)による助成を活用した。